

安城市青少年産業技能全国大会等激励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の産業技能分野における次世代育成を図るため、産業分野の全国大会等に出場する青少年に対する激励金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象となる大会等)

第2条 激励金の交付の対象となる大会等（以下「大会等」という。）とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 国、都道府県若しくはそれに準じる機関又は公益を目的とする社団法人、財団法人等が主催する産業技能に関する全国規模の大会、コンクール等であり、県大会、地方大会等の予選会、選考会等（以下「予選等」という。）を経て出場が決定されるものであって個人又は団体の成績を競うことを目的として開催されるもの

(2) 前号に定めるもののほか、分野、規模、目的又は予選等の実施方法が前号の場合と同等であって、市長が適当と認めるもの

(交付対象者)

第3条 大会等に出場することが決定した時点の年齢が満18歳以下の者（以下「出場者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合に激励金を交付する。

(1) 次のいずれかに該当する個人から激励金の申請があった場合

ア 市内に在住する者で、個人として大会等に出場することが決定したものの

イ 市内の学校（高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程をいう。以下同じ。）に在学する者で、個人として大会等に出場することが決定したものの

ウ 市内に所在する企業に勤務する者（実際の勤務地が市内である者に限る。）で、個人として大会等に出場することが決定したものの

エ 市外に所在する学校の活動として大会等への団体出場が決定し、その一員として当該大会等に出場する者で、市内に在住しているもの

オ 市外に所在する企業の活動として大会等への団体出場が決定し、その一員として当該大会等に出場する者で、市内に在住しているもの

(2) 次のいずれかに該当する団体から激励金の申請があった場合

ア 市内に所在する学校の活動として大会等に団体出場することが決定した団体

イ 市内に所在する企業の活動として大会等に団体出場することが決定した団体

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、大会等への出場者1人につき5,000円とする。

ただし、前条第2号に該当する場合は、1団体につき50,000円を上限とする。

(交付申請)

第5条 激励金の交付の申請は、第3条第1号に該当する場合にあっては出場者の保護者、同条第2号に該当する場合にあっては団体の代表者が、安城市青少年産業技能全国大会等激励金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類(大会等又は予選等の主催者が公開する公式の書類及びそれに準ずるものに限る。)を添えて、大会等の開催日の14日前までに、市長に提出するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、大会等に出場することが決定した年度の末日までに申請を行うことができる。

(1) 出場する大会等の開催要項

(2) 参加申込書の写し

(3) 出場資格のある者の詳細が全員明記された書類又は出場者一覧表

(4) 予選等の開催要項、順位表、成績表等出場する大会等への進出根拠が明確に分かる書類

(5) その他市長が必要と認めたもの

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、申請の内容及び添付書類を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において激励金の交付を決定し、申請者に対して、安城市青少年産業技能全国大会等激励金交付決定通知書(様式第2)により通知する。

2 市長は、前項の通知をしたときは、安城市青少年産業技能全国大会等激励金受領書(様式第3)と引換えに激励金を交付するものとする。

(成績等の報告)

第7条 激励金の交付を受けた者は、大会等の終了後14日以内に、市長に安城市青少年産業技能全国大会等激励金結果報告書（様式第4）及び成績の分かる資料を添えて大会結果を報告しなければならない。ただし、第5条ただし書の場合にあっては、申請者は報告と同時に申請を行うものとする。

（激励金の返還）

第8条 激励金の交付を受けた者は、次の各号のいずれかの場合に該当した場合は速やかに、安城市青少年産業技能全国大会等激励金辞退届（様式第5）を提出し、当該激励金を市長に返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- （1）大会等への出場を辞退又は欠場する場合
- （2）大会等の開催が中止となった場合
- （3）その他激励金の交付に必要な要件を欠くことが判明した場合

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。